

保健室より

～心身ともに健やかな子どもを育てるために～



1. 保健室とは

健康診断（4月～6月）、学校で発生したケガや病気の応急処置、健康相談、保健指導など子供たちが安心・安全に学校生活を送るためのサポートをします。

2. 朝の健康観察について

登校前には、毎朝健康観察をお願いします。

健康観察のチェックポイント

- 元気はありますか
- 顔色は良いですか
- 食欲はありますか
- 頭痛、腹痛、熱はありませんか
など



毎朝お子さまの様子を観察していただき、いつもと様子が違うと思われたときは、検温などをして体調の確認をしてください。

体調が悪いときは無理をせずにお子さまに応じた対応をお願いします。

3. 保健室利用について

《保健室利用について》～体調が悪くなったとき・ケガをしたとき～

- ① 保健室での休養は、原則1～2時間程度です。休養後回復せず、授業に復帰できる見込みがない場合は早退となります。
- ② 早退する場合は、保護者の方のお迎えをお願いしています。安全面を考慮し、児童一人で帰宅させることはできません。ご理解・ご協力お願いいたします。
- ③ 保健室では、内服薬の提供、塗り薬での処置はしません。
- ④ 保健室でのケガの手当ては、原則として学校での当日の応急処置のみです。
継続的な処置や、部活でのケガ、ご家庭でのけがなどは、ご家庭での対応をお願いします。
- ⑤ 医療機関への受診が必要な場合は、保護者の付き添いでの受診をお願いします。
※緊急を要する場合は、学校から直接医療機関を受診し、保護者に引き継ぐ場合があります。



4. 災害共済給付金制度について（原則、全員加入）

別紙資料参照：日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について（ご案内）

学校管理下(登校から下校まで)におけるケガで病院受診した場合に、医療費の給付を申請できる制度です。日本スポーツ振興センター

こども医療費助成制度とは異なり、医療費の給付ではありません。体育の授業中などの熱中症や、学校給食等による食中毒等も対象となります。さらに、万が一ケガや病気が原因で、障害が残った場合や、突然死を含む死亡に対しても見舞金が給付されます。

医療費の総額 5,000 円以上（自己負担が 1,500 円以上）の場合が対象となります。

※糸満市のこども医療費助成条例により、窓口での医療費の支払いが 1,500 円以上の場合は、**災害共済給付制度が優先**となります。そのため、**こども医療費助成を受給することができません**。

※災害共済給付制度を利用する場合、窓口で一度医療費をお支払いいただく必要があります。後日、書類申請を経て給付金が振り込まれますので、あらかじめご了承ください。

災害共済給付制度の申請に必要な書類は、保健室にあります。必要な場合は、ご連絡ください。

※やむをえない事情により、災害共済給付の対象となる場合に、医療機関でこども医療費助成制度を利用した場合でも、申請を行っていただく必要があります。その場合、支給される総医療費の 3 割分は市役所に返還となり、保護者の方へ支払われる金額は、総医療費の 1 割分となります。

5. 欠席届について

病気やその他の理由で欠席する場合は、始業前までに電話や安心メールでのご連絡をお願いいたします。

6. 保健関係書類の提出について

- ① 保健調査票（みどり）
- ② 耳鼻咽喉科問診票（ピンク）
- ③ 心臓検診調査票（白）

*2/27（金）に配布します。

提出締め切り：4月10日（金）入学式

保健調査票は、児童の健康管理やケガ・病気などの緊急連絡用に使用します。緊急時連絡先には確実に連絡が取れる連絡先をご記入ください。また、電話番号の変更があった場合には、担任や学校にご連絡をお願いいたします。

7. 学校感染症と出席停止について

学校保健安全法により、次のような感染症にかかった場合は、本人の安静と他の児童への感染を防ぐため、定められた期間は「出席停止」となります。(欠席扱いにはなりません)

感染症の症状がある時やその疑いがある時には、自己判断せずに医師の診察を受けて下さい。

● 出席停止期間一覧 ●

《第1種 学校感染症》

治癒するまで。家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで。



エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

《第2種 学校感染症》

空気感染又は飛沫感染するもので児童生徒等の罹患が多く、集団生活の中で流行する可能性の高い感染症。医師の診断を受け、出席停止期間を守ってください。診断がついたら学校へ速やかに連絡ください。

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
結核	

《第3種 学校感染症》

症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症